

1 前橋市民体育館

区 分			使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
			9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占 有 利 用	主競技場	全 面	8,430	8,430	8,430	8,430	2,810	全灯 520 半灯 260	
		半 面	4,210	4,210	4,210	4,210	1,400	全灯 260 半灯 130	
	副競技場	全 面	4,330	4,330	4,330	4,330	1,440	全灯 240 半灯 120	
		半 面	2,160	2,160	2,160	2,160	720	全灯 120 半灯 60	
	柔道場	全 面	2,290	2,290	2,290	2,290	760	全灯 60 半灯 30	
	剣道場	全 面	2,290	2,290	2,290	2,290	760	全灯 60 半灯 30	
	弓道場	全 面	1,950	1,950	1,950	1,950	650	全灯 50	
	会議室	第1会議室	240	240	240	240	80	/	
		第2会議室	820	820	820	820	270		
		第3会議室	820	820	820	820	270		
トレーニング室		820	820	820	820	270			
放送設備		一 式	490	490	490	160			
個 人 利 用	主競技場	一 般	310	310	310	310	—		
	副競技場	一 般	310	310	310	310	—		
	柔道場	一 般	310	310	310	310	—		
	剣道場	中学生以下	100	100	100	100	—		
	弓道場	中学生以下	100	100	100	100	—		
	トレーニング室	一 般	1人1回につき310円						
	トレーニング走路	中学生以下	1人1回につき100円						
各種器具		1 組	1回につき320円						
コインロッカー		1 個	1回につき20円						

2 大渡体育館

区 分			使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
			9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占 有 利 用	全 面		3,270	3,270	3,270	3,270	1,090	全灯 150	
	半 面		1,630	1,630	1,630	1,630	540	全灯 70	
個 人 利 用	一 般		310	310	310	310	—	/	
	中学生以下		100	100	100	100	—		

3 日吉体育館

区 分		使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
		9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占有利用	全面	2,050	2,050	2,050	2,050	680	全灯	140
	半面	1,020	1,020	1,020	1,020	340	全灯	70
個人利用	一般	100	100	100	100	—	/	
	中学生以下	50	50	50	50	—		

4 大胡体育館

区 分		使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
		9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占有利用	全面	1,220	1,220	1,220	1,220	400	全灯	150
	半面	610	610	610	610	200	全灯	70
個人利用	一般	100	100	100	100	—	/	
	中学生以下	50	50	50	50	—		

5 宮城体育館

区 分			使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)	
			9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～17時	17時 ～19時	19時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占有利用	アリーナ	全面	2,990	2,990	1,990	1,990	1,990	990	410	200
		半面	1,490	1,490	990	990	990	490	200	100
	卓球場		820	820	550	550	550	270	/	
	トレーニング室		820	820	550	550	550	270		
	多目的室1		240	240	160	160	160	80		
	多目的室2		240	240	160	160	160	80		
	会議室		240	240	160	160	160	80		
個人利用	アリーナ	一般	310	310	200	200	200	—	/	
		中学生以下	100	100	100	100	100	—		
	卓球場	一般	100	100	100	100	100	—		
		中学生以下	50	50	50	50	50	—		
	トレーニング室	一般	1人1回につき100円							
トレーニング走路	中学生以下	1人1回につき50円								

6 前橋市民プール

区 分		使 用 料 (円)
占有利用	50mプール	1時間につき2,200円
放送設備	一式	1時間につき140円
個人利用	一般	1人1回につき200円
	中学生以下	1人1回につき50円
コインロッカー	1 個	1回につき20円

7 大渡温水プール・トレーニングセンター

区 分		使 用 料 (円)	
占有利用	25mプール	1時間につき5,500円	
放送設備	一 式	1時間につき190円	
個人利用	プ ー ル	一 般	1人1回につき310円
		中学生以下	1人1回につき100円
	トレーニング施設	一 般	1人1回につき310円
		中学生以下	1人1回につき100円
コインロッカー	1 個	1回につき20円	
競泳用自動計測装置	一 式	1回につき3,300円	

8 六供温水プール

区 分		使 用 料 (円)	
占有利用		1時間につき5,500円	
個人利用	一 般	1人1回につき310円	
	中学生以下	1人1回につき100円	
コインロッカー	1 個	1回につき20円	

9 宮城プール

区 分		使 用 料 (円)	
占有利用		1時間につき2,200円	
個人利用	一 般	1人1回につき200円	
	中学生以下	1人1回につき50円	

10 三俣テニスコート

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (1時間当たり)	
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占有利用	1 面	720	720	720	720	720	240	1面	410
放送設備	一 式	490	490	490	490	490	160	/	
クラブハウス	一 式	980	980	980	980	980	320		

11 宮城総合運動場

区 分			使 用 料 (円)						照明使用料
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
多目的 広場	占有利用	全 面	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990	990	A面 30分全灯 1,150
		半 面	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490	490	A面 30分半灯 560
陸上 競技場	占有利用	全 面	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490	490	30分全灯 1,100 30分半灯 510
	個人利用	一 般	1人1回につき100円						
中学生以下		1人1回につき50円							
テニスコート	占有利用	1 面	790	790	790	790	790	260	1時間 100
マレット	個人利用	1人1回につき200円							
ゴルフ場	道 具	一 式	1日につき100円						
補助グラウンド	占有利用		330	330	330	330	—	110	

12 粕川総合グラウンド

区 分			使 用 料 (円)						照明使用料
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
テニスコート	占有利用	1 面	700	700	700	700	700	230	1時間 100
運動場	占有利用		1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340	30分全灯 930 30分半灯 460

13 富士見総合グラウンド

区 分			使 用 料 (円)				
			6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり
陸上競技場	占有 利用	全 面	2,090	2,090	2,090	2,090	690
野球場		1 面	1,040	1,040	1,040	1,040	340
サッカー場		全 面	2,090	2,090	2,090	2,090	690

14 王山運動場

区 分		使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)		
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり			
陸上競技場	占有利用	1,650	1,650	1,650	1,650	550	全面全灯 200		
	個人利用	一般	1人1回につき310円						
		中学生以下	1人1回につき100円						
	放送設備	一式	490	490	490	490	160		
	年間練習	高校生以上	1人	年額1,640円					
		高校生団体	1団体	年額1,640円					
		中学生以下	1人	年額810円					
中学生以下 団体		1団体	年額810円						
テニスコート	占有利用	1面	720	720	720	720	240		
	放送設備	一式	490	490	490	490	160		

15 下増田運動場

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
占有利用	天然芝 サッカー	1面	15,270	15,270	15,270	15,270	—	5,090
	人工芝 サッカー	1面	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	1,010
	野球場	1,040	1,040	1,040	1,040	—	340	
放送設備	一式	490	490	490	490	490	160	
クラブハウス	多目的室	全面	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	460
		半面	700	700	700	700	700	230
	会議室	240	240	240	240	240	80	
	ロッカー室A・B	610	610	610	610	610	200	

16 北部運動場

区 分		使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	
占有利用	全面	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	1,400
	1面	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340
放送設備	一式	490	490	490	490	490	160
クラブハウス	一式	980	980	980	980	980	320

17 清里方面運動場

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
占 有 利 用	全 面	1,570	1,570	1,570	1,570	—	520	A面全灯 1,200
	A 面	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340	
	B 面	520	520	520	520	—	170	
	C 面	520	520	520	520	—	170	

18 粕川西部運動場

区 分		使 用 料 (円)				
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり
占 有 利 用		1,040	1,040	1,040	1,040	340

19 桃ノ木川グラウンド

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	
占 有 利 用	1 面	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	340	A面全灯 1,770

20 千本桜野球場

区 分		使 用 料 (円)				
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり
占 有 利 用		610	610	610	610	200

1 占有利用において、区分する時間を超えて利用したときは、その超過した時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）に応じ、時間外の使用料を徴収する。

2 スポーツ施設を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。

3 利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらずスポーツ施設に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。）を徴収する場合は、この表に定める使用料の2倍の額の使用料を徴収する。

4 営利又は宣伝を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の10倍の額の使用料を徴収する。

5 王山運動場の陸上競技場の年間練習については、許可を受けた日の属する年度において、当該施設が占有利用されていない場合に個人利用できるものとする。

6 コーエィ前橋フットボールセンターの天然芝サッカー場、人工芝サッカー場及び野球場の占有利用において、高校生以下の者を対象とした競技会その他これに類する催しのために利用する場合又は高校生以下の者が利用する場合は、この表の15の項に定める使用料の2分の1の額の使用料を徴収する。

21 敷島緑地

区 分	照明使用料 (円) (30分当たり)
ラ グ ビ ー 場	620

1 前橋総合運動公園

(1) テニスコート

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (1時間当たり)	
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占有利用	一般	1面	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	730	1面全灯 200
	高校生以下	1面	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	360	
個人利用	一般	1人	370	370	370	370	—	—	
	中学生以下	1人	180	180	180	180	—	—	

(2) 市民球場

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)	
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり		
占有利用	入場料を 徴収する 場合	職業野球	全日 176,000円						全面全灯 2,610
		一般	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	3,300	
		高校生以下	4,940	4,940	4,940	4,940	4,940	1,640	
	入場料を 徴収しない 場合	一般	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	1,100	
		高校生以下	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	540	

(3) 陸上競技・サッカー場

区 分		使 用 料 (円)					
		6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	時間外 1時間当たり	
陸上競技 利 用	占有利用	一般	3,140	3,140	3,140	3,140	1,040
		高校生以下	1,570	1,570	1,570	1,570	520
	個人利用	一般	1人1回につき310円				
		中学生以下	1人1回につき100円				
	年間利用	一般	1人につき年額6,280円				
		高校生以下	1人につき年額3,140円				
サッカー 利 用	占有利用	一般	10,260	10,260	10,260	10,260	3,420
		高校生以下	5,130	5,130	5,130	5,130	1,710
競技用器具	一 式	一般	1日につき5,230円				
		高校生以下	1日につき2,610円				
	1 点	一般	1日につき130円				
		高校生以下	1日につき60円				
放 送 設 備	一般	540	540	540	540	180	
	高校生以下	260	260	260	260	90	
クラブハウス	占有利用	一般	5,100	5,100	5,100	5,100	1,700
		高校生以下	2,540	2,540	2,540	2,540	840
	温 水 シャワー	一般	1日につき2,590円				
		高校生以下	1日につき1,290円				

**(4) コミュニティプール
ア プール**

区 分		使用料
占有利用		1時間につき5,500円
個人利用	一般	1人1回につき310円
	中学生以下	1人1回につき100円
コインロッカー	1 個	1回につき20円

イ 健康運動指導室

区 分		使 用 料 (円)						照明使用料 (1時間当たり)
		10時 ～12時	12時 ～14時	14時 ～16時	16時 ～18時	18時 ～20時	時間外 1時間当たり	
占有利用	一般	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	550	全面全灯 100
	中学生以下	550	550	550	550	550	270	
個人利用	一般	100	100	100	100	100	—	
	中学生以下	50	50	50	50	50	—	

備 考

- 占有利用において、区分する時間を超えて利用したときは、その超過した時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）に応じ、時間外の使用料を徴収する。
- 有料公園施設を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。
- 利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらず有料公園施設に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。）を徴収する場合は、この表に定める使用料の2倍の額（前橋総合運動公園グレースイン前橋市民球場にあつては、入場料を徴収する場合として使用料の欄に掲げる額）の使用料を徴収する。
- 営利又は宣伝を目的として有料公園施設を利用する場合（前橋総合運動公園グレースイン前橋市民球場を野球の営利又は宣伝を目的として利用する場合を除く。）は、この表に定める使用料の10倍の額の使用料を徴収する。
- 前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場の陸上競技利用の年間利用については、許可を受けた日の属する年度において、当該施設が占有利用されていない場合に個人利用できるものとする。
- 前橋総合運動公園群馬電工陸上競技・サッカー場のサッカー利用の占有利用は、サッカーその他の競技で、フィールドの芝生部分を利用する場合に適用する。

2 大胡総合運動公園

(1) 野球場

区 分	使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)	
	6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	全灯	半灯
占有利用	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	690	1,610	780

(2) 陸上競技・サッカー場

区 分	使 用 料 (円)						照明使用料 (30分当たり)			
	6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	全灯	半灯		
陸上競技 利用	占有利用	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	520	1,660	830	
	個人利用	1人1回につき100円						/		
		中学生以下 1人1回につき50円								
サッカー 利用	占有利用	一般	5,650	5,650	5,650	5,650	5,650	1,880	1,660	830
		高校生以下	2,820	2,820	2,820	2,820	2,820	940		

(3) 弓道場

区 分	使 用 料 (円)					照明使用料 (30分当たり)	
	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	全面全灯	
占有利用	940	940	940	940	310	50	
個人利用	一般	100	100	100	100	—	/
	中学生以下	50	50	50	50	—	

(4) テニスコート

区 分	使 用 料 (円)						照明使用料 (1時間当たり)	
	6時 ～9時	9時 ～12時	12時 ～15時	15時 ～18時	18時 ～21時	時間外 1時間当たり	1面全灯	
占有利用	1面	420	420	420	420	420	140	100

備 考

- 占有利用において、区分する時間を超えて利用したときは、その超過した時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）に応じ、時間外の使用料を徴収する。
- 有料公園施設を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。
- 利用者が入場料等（入場料、会費、賛助金、寄附金等その名目のいかんにかかわらず有料公園施設に入場する者から利用者が徴収する金銭又は利用者が発行する入場券をいう。）を徴収する場合は、この表に定める使用料の2倍の額の使用料を徴収する。
- 営利又は宣伝を目的として有料公園施設を利用する場合は、この表に定める使用料の10倍の額の使用料を徴収する。
- 大野工業大胡総合運動公園陸上競技・サッカー場のサッカー利用の占有利用は、サッカーその他の競技で、フィールドの芝生部分を利用する場合に適用する。